

初任運転者に対する安全運転の実技指導の内容の公表

大曽根タクシー株式会社

「旅客自動車運送事業運輸規則第 47 条の 7 第 1 項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が公表すべき輸送の安全にかかわる事項等」(国土交通省告示第 1089 号)により、一般貸切旅客自動車運送事業者が報告すべき事項に基づき公表致します。

1. 基本方針

- ・初任運転者の適性、経験を踏まえて指導内容を決定し、その都度変更し実技指導を行っております。
- ・車種区分については大型・中型・小型の訓練を行っております。
大型車・・・車両の長さ 9 m 以上又は旅客座席数 50 人以上
中型車・・・大型車、小型車、通勤用車以外のもの
小型車・・・車両の長さ 6m以上 8m以下で、かつ旅客座席数 33 人以下

2. 初任運転者に対する特別な指導内容（座学教育 10 時間以上）

- ① 事業用自動車の安全な運行に関する基本的事項
- ② 事業用自動車の構造上の特性と日常点検の方法
- ③ 運行の安全及び旅客の安全を確保するため留意すべき事項
- ④ 危険の予測及び回避
- ⑤ 安全性の向上を図るための装置を備える貸切バスの適切な運転方法
- ⑥ ドライブレコーダー映像指導

3. 安全運転の実技指導内容（20 時間以上）

①指導ルート

- ・原則として本社営業所周辺とし、指導内容に応じて指導者がルートを選定。企業送迎やスクールバスで走行するルートに加え、高速道路・迂回ルート・給油のためのルートなども走行する。

②運転操作

- ・初任運転者本人が運転し、指導員が同乗し指導を行う。
- ・必要に応じて指導員が運転し手本を示す場合がある。

③見極め

- ・座学教育、実技指導を終了後、運行実施テストを行い判断する。

4. 指導員の指導履歴

- ・当社では入社後 10 年以上の実務経験があり、営業所において指導的立場を経験した者の中から指導担当者を選任しております。